

事業内容

生活福祉資金貸付制度は、低所得世帯、障がい者（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）世帯、又は高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

福岡県生活福祉資金貸付規程及び福岡県生活福祉資金貸付規程細則に基づき、資金の種類ごとに、貸付の要件、貸付限度額等を定め、それぞれの用途に応じた貸付けを行います。

申込みには、所定の様式及び添付書類を粕屋町社会福祉協議会で受付け、福岡県社会福祉協議会が審査・決定を行います。

制度の特徴・基本事項

1. 世帯単位の貸付です

生活福祉資金は、基本的に個人ではなく、世帯を単位に貸し付ける資金であり、原則として「世帯主（生計中心者）」が借入申込者となります。

2. 他制度が優先です

他制度の利用ができない場合に貸付を行います。他の制度が利用できる場合はそちらが優先となりますので、申込の際に他制度の利用ができないかを確認します。

3. 償還義務を伴う貸付制度です

貸付制度であり、償還の義務があります。

このため貸付金の利用目的だけでなく、償還が可能であるかの見込みも含めて審査を行いますので、貸付に至らない場合もあります。

4. 連帯保証人について

原則として連帯保証人が必要ですが、不動産担保型生活資金を除いて、連帯保証人が立てられない場合でも申込みできます。（連帯保証人の有無により貸付利率が変わります。）

5. その他

審査には、一定の期間を要します。

貸付制度を利用できる世帯

1. 低所得者世帯

資金の貸付にあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、そのために必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯。

2. 障がい者世帯

身体障がい、知的障がい又は精神障がいがあるため、長期に渡り日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける方がいる世帯。

3. 高齢者世帯

65歳以上の高齢者がいる世帯。

※一部の資金については生活保護世帯も対象となります。

※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員が属する世帯は、対象となりません。

お問い合わせ先

粕屋町社会福祉協議会

- | | |
|----------|---------------------------------------|
| □住所 | 福岡県糟屋郡粕屋町長者原東六丁目5番10号 |
| □電話番号 | 092-938-6844 |
| □ファックス番号 | 092-938-6886 |
| □受付時間 | 月曜日～金曜日（祝祭日、12月29日～1月3日を除く）
9時～17時 |